●法第29条:開発許可[市街化区域]

(鴻巣市)

*

R7 7 1

- ◎ 29条開発許可申請書(省令別記様式第二又は別記様式第二の二) 1
- 2 ◎ 委仟状

3 土地登記事項証明書 申請時以前6か月以内のもの

4 土地・工作物の権利者の同意書

5 土地・工作物の権利者で開発行為に 土地権利者の同意書作成時のもの 同意した者の印鑑証明書

◎ 公共施設の管理者の同意書 市以外が管理する公共施設(国道・県道・私道等)がある場合 6

◎ 公共施設の管理に関する協議書 新たに公共施設を設置する場合 7

資金計画書(省令別記様式第三) * 8 0

9 ◎ 残高証明書 自己資金で事業を行う場合 * * ◎ 融資証明書 融資を受けて事業を行う場合 10 ◎ 申請者の業務経歴書 開発行為に関するもの * 11

12 ◎ 申請者の法人登記事項証明書 申請者が法人の場合 申請時以前6ヶ月以内のもの ※ 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税を添付 ◎ 申請者の前年度の納税証明書 * 13

(未納の税額がないことを証明するもの)

0 工事施行者の建設機械目録、技術 14 者名簿及び工事経歴書

則様式第2号)

◎ 現況図

19

開発区域面積が1~クタール以上の場合 15 ◎ 設計者の資格に関する書類(卒業証 明書又は資格証明書の写し等)(市規

16 ◎ 位置図(都市計画図) 縮尺50,000分の1以上 17 ◎ 室内図 縮尺2.500分の1以上

◎ 公図写し 縮尺600分の1以上 ※区画整理事業地内の仮換地指定を受けた土地は、 18

公図にかえて仮換地指定図の写し及び仮換地指定通知書の写し又は仮

換地証明書を添付 縮尺2,500分の1以上

申請地の状況を2方向以上 20 ◎ 現況写真

撮影位置及び撮影方向を現況図に明示

申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入)

21 ② 求積図 縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法

◎ 設計説明書(市規則様式第1号) 自己居住用の開発行為は不要 ◎ 用途地域等に適合する建築物であることを確認する書面(工場調書等) 23

縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け 十地利用計画図 24 25

◎ 造成計画平面図 縮尺1,000分の1以上 切土は黄色、盛土は茶色に着色

30cmを超える盛土は盛土施工計画書を添付

◎ 造成計画断面図 縮尺H=100分の1以上 L=500分の1以上 26

切土は黄色、盛土は茶色に着色

◎ 雨水•汚水排水施設計画平面図 27 縮尺500分の1以上

28 ◎ 雨水·汚水排水施設構造図(雨水桝·汚水桝等) 縮尺50分の1以上

◎ 雨水流出抑制計算書 単位設計処理量の根拠となる書類を添付 29

◎ 給水施設計画平面図 縮尺500分の1以上 30

自己居住用の開発行為以外の場合

◎ がけの断面図 縮尺50分の1以上 がけがある場合 31 32 ◎ 擁壁の断面図 縮尺50分の1以上 義務擁壁がある場合

切土部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土部分に生ずる高さが1mを 33 擁壁の構造計算書(地耐力の根拠・

ボーリングデータ等を含む) 超えるがけ、切土盛土部分に生ずる高さが2mを超えるがけがある場合

◎ 道路横断図 34 縮尺50分の1以上 新たに道路を設置する場合 ◎ 道路・排水施設の計画縦断面図 縮尺H=100分の1以上 L=500分の1以上 測点距離20mを標 35

◎ 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水区域外流入許可書等の写し

◎ その他市長が必要と認める書類 下記の書類で、必要と認める場合に添付する。

- ・用途地域等に適合する建築物であることを確認できる書面(建築物調書)
- •汚水流量計算書
- ・公共施設に関する図面等(①公園:公園計画図・施設構造図、②緑地:緑地計画図・緑地求積図・施設構造図、 ③下水道施設:排水計画図、縦断図、施設構造図、④調整池:調整池計画図、施設構造図、調整池計算書)
- ・隣接地の土地登記事項証明書
- •隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書
- ・区画整理法第76条許可書写し
- ・都市計画法第58条の2地区計画の届出通知書写し
- ・消防の協議済証の写し
- ・雨水浸透阻害行為許可書の写し
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート(造成計画がある場合)
- ・その他の書類(
- ◎:添付が必要な書類
- ※:自己居住用又は1~クタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要 ただし宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する場合は必要。